

議案第 2 号

富津市東日本大震災復興基金条例の制定について  
富津市東日本大震災復興基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

東日本大震災からの復興に資する事業に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。

## 富津市東日本大震災復興基金条例

### (設置)

第1条 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に資する事業に充てるため、富津市東日本大震災復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、東日本大震災からの復興に資する事業に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。